

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告第18号

令和6年3月29日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁航空装備研究所

管理部会計課長 木村 浩一

1 工事概要

- (1) 工事名 304棟変電設備改修工事
- (2) 工事場所 防衛装備庁航空装備研究所(東京都立川市栄町1-2-10)
- (3) 工事内容 本工事は、304棟（機体強度試験場）キュービクル変電設備の改修工事をするものである。
- (4) 工期 令和7年3月28日まで
- (5) 本工事における主任技術者の専任を要しない。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級（審査結果通知書の記3の等級）が「A」、「B」又は「C」等級であること。
- (5) 平成17年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事の内、電気工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構

成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）

（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施行成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施行実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 主任技術者は、2 級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。
 - イ 平成 17 年度以降入札公告日までに (5) に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 北関東防衛局又は南関東防衛局の管轄区域内（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、神奈川県、山梨県、静岡

県)に本店、支店又は営業所が所在すること。

- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ではないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒190-8533 東京都立川市栄町1-2-10

防衛装備庁航空装備研究所

管理部会計課調達係 担当：榎本

TEL：042-524-2411（内線648）

FAX：042-524-2421

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年3月29日から令和6年4月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 手渡し、FAXまたは電子メールにより交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年4月12日午後5時

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和6年5月9日正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月10日午後1時30分

イ 場所 防衛装備庁航空装備研究所 管理棟1階入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行 虎ノ門支店 お客様サービス2課））。ただし、銀行との間の連帯保証状をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約につい

ては請負代金額の 10 分の 3) 以上とする。

- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定の主任技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合に、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の主任技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も 3 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 詳細は、入札説明書による。

品 件 名	304棟変電設備改修工事	仕様書番号	第GAB3-GA-016号
		作成年月日	令和6年3月15日
		作成部課名	航空装備研究所管理部会計課

1 総 則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、304棟変電設備改修工事（以下、「本工事」という。）について規定する。

1. 2 関連文書等

この仕様書に関連する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものである。ただし、本契約締結後に当該文書に改訂があった場合には、その適用について官と協議するものとする。

なお、関連文書に定める内容が、本仕様書に定める内容と相違がある場合には、法令等に定める内容が優先するものとする。

1. 2. 1 関連文書

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
- (5) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日）

2 一般事項

2. 1 立 入

駐屯地内への出入り及び施設への立入について必要な手続きを行うとともに、駐屯地内における行動については関係職員の指示を厳守すること。

2. 2 補 償

既存の施設及び機器について、汚損又は損傷のないよう適切な養生を行うこと。また、施設、機器及び職員等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において復旧及び補償を行うこと。

2. 3 環境整備

工事場所は、常に整理、清掃を行い、本工事が完了し検査を受ける際には、当該工事に関する部分及び周辺の後片付け並びに清掃を行うこと。

2. 4 喫 煙

喫煙は、指定された場所において行い、消火を確実に行うこと。

2. 5 負担区分

本工事の履行に必要な工具等及び軽微な消耗品等は、契約相手方の負担とする。

3 工事に関する要求

3. 1 工事概要（付図参照）

本工事は304棟（機体強度試験場）キュービクル変電設備の改修工事をするものである。

3. 2 工事内容

- (1) キュービクル変電設備にて、電圧等を確認するものとする。
- (2) 官による送電停止後、304棟キュービクル変電設備が無電圧であり、なおかつ作業を実施するうえで支障のないことを確認するものとする。

(3) キュービクル変電設備の機器等を、表1に示す新たな変電設備の機器等に交換するものとする。

表1 変電設備の機器等

番号	名称	規格	数量	備考
1	高圧真空遮断器	400A HA08DX-A1	1台	
2	高圧負荷開閉器	LBS6A-200	6台	
3	高圧負荷開閉器	LBS6A-200f	1台	
4	高圧負荷開閉器	LB-6/200f	1台	
5	断路器	LB-6/600	1式	
6	ヒューズホルダー	FH-2	1台	
7	補助接点	AUX-4	1個	
8	アダプター	LBS-AD1	7式	
9	相間バリア	SP-AD	8式	
10	限流ヒューズ	JC-6/G30 予備3本含む	6本	
11	限流ヒューズ	JC-6/G50 予備10本含む	18本	
12	限流ヒューズ	JC-6/G75 予備3本含む	6本	
13	限流ヒューズ	HF338E/3/200 G200N 予備3本含む	6本	
14	低圧変流器	CC3M2 200/5A 15VA	2個	
15	低圧変流器	CC3M2 500/5A 15VA	2個	
16	低圧変流器	CC3M2 600/5A 15VA	2個	
17	低圧変流器	CC3M2 750/5A 15VA	2個	
18	低圧変流器	CC3M3 1500/5A 40VA	2個	
19	換気扇	屋外 AC100V	2台	
20	高圧変流器	RC15-6C 150/5A	2台	
21	高圧変流器	NPE12-6FA/50 6600/110V 50VA	3台	
22	高圧アレスタ	CA-6H 8.4KV 2500A	1台	
23	配線用遮断器	BW630EAG3P600-X	2台	
24	配線用遮断器	BW400EAG3P350-X	1台	
25	配線用遮断器	BW400EAG3P300-X	4台	
26	配線用遮断器	BW250EAG3P200-X	4台	
27	配線用遮断器	BW250EAG3P125-X	1台	
28	配線用遮断器	BW100EAG3P100-X	2台	
29	配線用遮断器	BW100EAG3P75-X)	1台	
30	配線用遮断器	BW63RAG3P30-X	1台	
31	配線用遮断器	BW63RAG2P20-X	1台	
32	配線用遮断器	BW63RAG2P15-X	1台	
33	配線用遮断器	BW400EAG3P400-X	1台	
34	切替スイッチ	VS	7個	
35	切替スイッチ	AS	1個	
36	切替スイッチ	入・切	1個	
37	電流計	150/5A	1個	

38	コンデンサー引き外し装置	VCB-T1PB	1個	
39	電圧計	9000V-3300/110V	1個	
40	電圧計	300V	1個	
41	電力計	3300/110V 150/5A 900KW	1個	
42	電流計	300V	5個	
43	デマンドメーター	1500A	1式	
44	デマンドメーター	1200A	1式	
45	デマンドメーター	600A	1式	
46	デマンドメーター	500A	2式	
47	デマンドメーター	200A	1式	
48	力率計	LEAD0.5~LAG0.5	1個	
49	周波数計	45~55Hz	1個	
50	過電流継電器	QHA-OC1電圧トリップ	1台	
51	配線材・消耗品・雑材		1式	

(4) 絶縁耐力試験に必要な箇所の結線を完了させた後、絶縁耐力試験、及び接地抵抗測定を実施するものとし、異常の無いことを確認するものとする。

(5) 全ての結線をするものとする。

(6) 官による送電後、継電器試験、及び3.2(1)と同じ箇所にて電圧等を測定し、測定値に変動のないことを確認するものとする。

4 作業日時

(1) 本工事において年末年始休暇日は作業不能日として見込んでいる。

(2) 本工事における基地等の出入門時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上実施するものとする。

(3) 本工事における実施日程及び詳細な作業内容については、作業に係る計画書を監督官に提出の上、承諾を得るものとする。

5 工事実施場所

防衛装備庁航空装備研究所（東京都立川市栄町1-2-10）

6 監督

3.2項の実施にあたり、建設業法第2条に規定する29業種の工事を行う場合は工事内容、進捗状況等を監督する。

7 検査

3.2項について、工事完了報告書に基づき検査を実施する。

8 その他の指示

8.1 提出書類

提出書類は、表2のとおりとする。なお、工事実施前に同法の第3条に規定する許可証明書、同法第19条の2に規定する現場代理人等通知書（別紙様式第1）（途中変更する場合にあつては現場代理人等変更通知書（別紙様式第2））及び同法第24条の7に規定する施工体制台帳の写しを官に提出し監督を受けるものとする。また、施工前後及び施工時の写真を撮影のうえ、なおかつ施工後の状態を表す図面を作成し、工事完了報告書に添付するものとする。

工事の実施については、監督官と調整の上、行うものとする。

表2 提出書類

番号	名 称	部数	提出時期	提出場所	備 考
1	許可証明書	1部	工事実施前	防衛装備庁 航空装備研究所	
2	施工体制台帳の写し	1部			
3	計画書	1部			
4	現場代理人等通知書 (別紙様式第1)	1部			
5	現場代理人等変更通知書 (別紙様式第2)	1部	速やかに		
6	工事完了報告書	1部	検査実施前		

※1： 番号5については、現場代理人等の変更があった場合のみ提出とする。

※2： 番号6については、施工前後及び施工時の写真を添付のこと。

8. 2 発生材の処理

本工事により生じた発生材は、監督官と調整のうえ、金属類と非金属類に分別し、金属類を除き廃棄物として受注者の責任において適切に廃棄、処分する。なお、金属類と非金属類が分離できないものは廃棄物として処理する。

金属類については、品目ごと（鉄くず、アルミ屑、ステンレス屑、銅くず、電線くず、鉛くず、青銅鋳鉄くず、黄銅鋳鉄くず等）の重量を集計し、官所定の場所に集積する。

8. 3 3. 2項の業務を下請に行わせる場合、契約相手方は原則として、社会保険料未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。

8. 4 この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

現場代理人等通知書

令和 年 月 日

発注者

受注者 住所

氏名
担当者名
連絡先

令和 年 月 日付をもって契約を締結した について（建設業法第26条）に基づき主任技術者を下記の通り定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
管理技術者氏名 ※

専門技術者氏名

※「別紙（様式任意）」「資格者証（写し）」を添付する。

令和 年 月 日

発注者

受注者 住所

氏名
担当者名
連絡先

現場代理人等変更通知書

業務名：

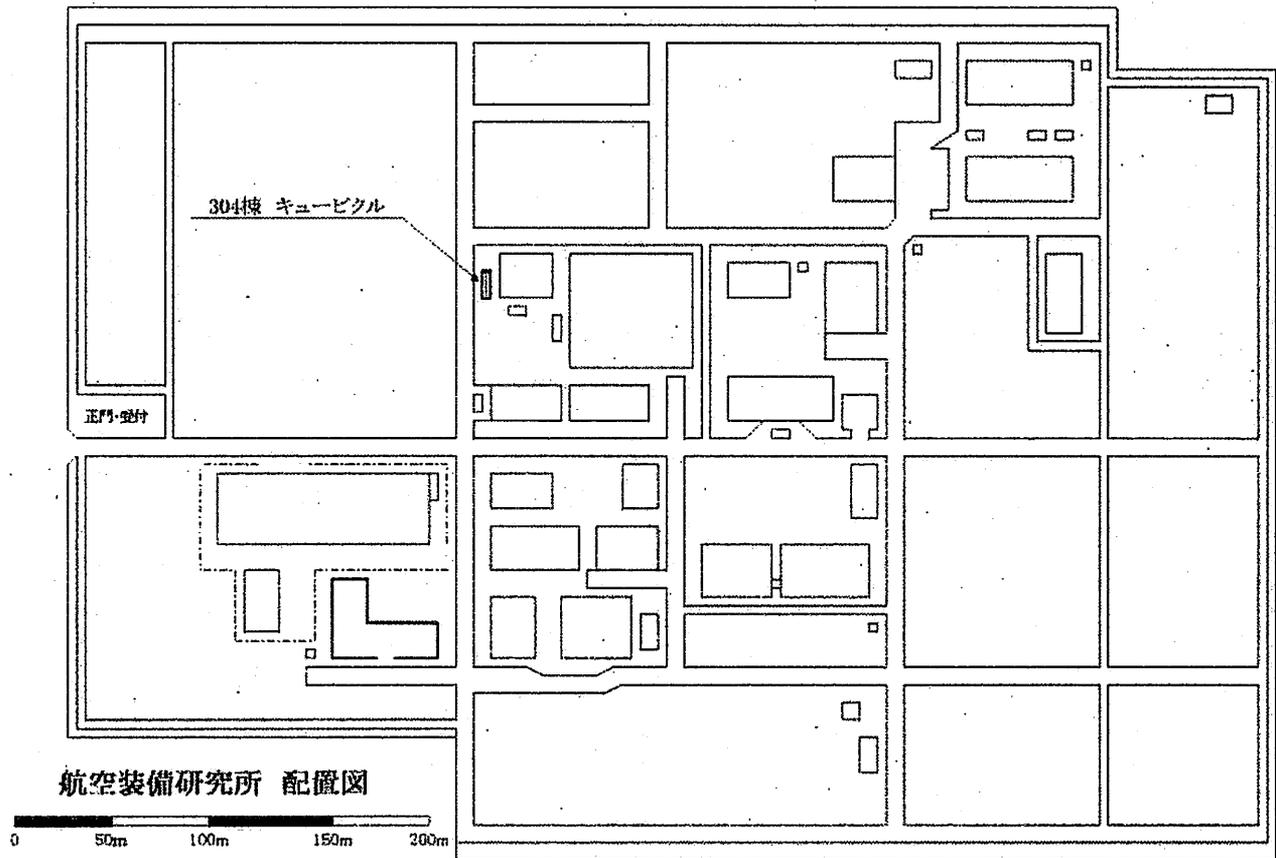
令和 年 月 日付けで通知した上記業務の（現場代理人・管理技術者・主任技術者）を下記の通り変更しましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人等変更年月日	令和 年 月 日
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変更理由	

※「別紙（様式任意）」「資格者証（写し）」を添付する。



配置図